

農地保全整備事業	事業主体	県 市町村等	所管課班 ① 農村振興課 地域計画班 ② 農村防災対策室 防災対策班

趣 旨

急傾斜地帯や侵食を受けやすい性状の特殊土壌地帯、又は風害等を受けやすい地域において、排水施設や防風施設等の整備を行うことにより、農用地の保全と災害の未然防止を図るとともに、優良農地を確保し農作物の生産性向上を目的とするもの。

事業の内容

1 農地侵食防止工事

- ・急傾斜地帯や侵食を受けやすい土壌地帯における排水路等の整備又は風食、風害等を受けやすい地域における防風施設の整備。また、併せ行うことが技術的、経済的に適当と認められる農道等の整備
- ・農耕に支障のある特殊土壌又はさんご、石れき等の排除工事

2 農地機能保全対策工事

- ・地盤の相当部分が泥炭土であることに起因する地盤沈下又は火山性土壌等に起因する土壌侵食等により、農作物の生育が阻害され、農作物の能率が低下することを防止するための整地、暗渠排水、農道等の整備

3 特殊自然災害対策工事

- ・特殊な自然災害に起因し、農地のかい廃又は農作物の生育阻害を防止するために必要な土壌改良又は栽培管理施設若しくは農地被覆施設の整備（活動火山対策特別措置法の地域）

事業要件

1 農地侵食防止工事

- 県営事業 受益面積おおむね50ha以上（畑地おおむね20ha以上）
 関連工事は受益面積おおむね5ha以上
 団体営事業 受益面積おおむね10ha以上。関連工事は受益面積制限なし

2 農地機能保全対策工事

受益面積おおむね20ha以上

3 特殊自然災害対策工事

活動火山対策特別措置法第19条に基づく防災営農施設整備計画に定められていること

事業主体

県又は市町村等（農村地域防災対策施設整備工事、特殊農地保全整備工事又は農地機能保全対策工事にあたっては、県に限る。）また、排除工事にあたっては、団体に限る。

負担割合	区 分	国	県	市町村	その他	備 考
県 営 団体営	農地侵食防止工事他	50	未	未定	未定	